

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年12月24日
【会社名】	株式会社アパマンショップホールディングス
【英訳名】	Apamanshop Holdings Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大村 浩次
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋1丁目1番5号セントラルビル
【電話番号】	03(3231)8020
【事務連絡者氏名】	管理本部長 金田 修
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋1丁目1番5号セントラルビル
【電話番号】	03(3231)8056
【事務連絡者氏名】	管理本部長 金田 修
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成25年12月20日開催の当社第14期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年12月20日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 資本準備金及び利益準備金の額の減少の件

本議案は、資本準備金及び利益準備金の全額を減少し、資本準備金はその他資本剰余金に、利益準備金は繰越利益剰余金に振り替えを行うものであります。

(1) 減少する準備金の額

資本準備金 1,679,904,906円

利益準備金 234,428,880円

(2) 準備金の額の減少がその効力を生ずる日

平成25年12月20日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 単元株制度の採用及び株式分割の実施を目的として、以下の内容による定款の一部変更を行うものであります。なお、当該定款変更の効力発生日は、平成26年4月1日といたします。

当社普通株式及びA種優先株式について、それぞれ1株を10株に分割する株式分割を実施することに伴い、当社の発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数を増加させるため、現行定款第5条を変更いたします。

単元株制度を採用し、当社普通株式の単元株式数を100株、A種優先株式の単元株式数を1株とするため、第6条(単元株式数)を新設いたします。また、単元株制度の採用に伴い、単元未満株主の権利を定めるため、第7条(単元未満株式についての権利)及び第8条(単元未満株式の買増し)を新設いたします。

第6条から第8条の新設に伴い、必要な条数の繰り下げを行うものであります。

(2) 現行定款第9条の3第1項第(1)号における「大阪証券取引所」の文言を「東京証券取引所」に変更するものであります。なお、当該定款変更は、本株主総会における承認可決をもって直ちにその効力が発生いたします。

第3号議案 取締役3名選任の件

取締役として、大村浩次、石川雅浩、川森敬史の3名を選任するものであります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、有保誠、山田毅志の2名を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

株主総会決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	決議の結果		
				賛成率(%)	可否	
第1号議案	726,736	3,609	-	94.55	可決	
第2号議案	726,469	3,876	-	94.51	可決	
第3号議案	1 大村 浩次	712,947	17,401	-	92.75	可決
	2 石川 雅浩	726,630	3,718	-	94.53	可決
	3 川森 敬史	726,673	3,675	-	94.54	可決
第4号議案	1 有保 誠	705,773	24,565	-	91.82	可決
	2 山田 毅志	704,355	25,983	-	91.64	可決

- (注) 1. 第1号議案の可決要件は、本株主総会に出席した議決権を行使することが出来る株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 第2号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成であります。
3. 第3号議案及び第4号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成であります。
4. 賛成率は、出席株主の議決権の数に対し、賛成の意思表示が確認できた株主の議決権の数の割合であります。

(4) 上記(3)の議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までに事前行使された議決権の数並びに当日出席株主のうち賛成の意思表示が確認できた株主の議決権の数の集計により、全ての議案は可決の要件を満たしたことから、会社法上適法に決議が成立したものと見て、本株主総会当日の一部出席株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権の数は集計しておりません。

以 上